

(事務連絡)
令和 8 年 3 月 23 日

各社会福祉施設等 事業者様

福祉部ちゃーがんじゅう課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における一次協議の実施について

平素より、本市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省老健局高齢者支援課から、令和 8 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る一次協議の実施について事務連絡がありました。

つきましては、本補助金の活用を希望する事業者におかれましては、下記により関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は補助金活用の意向確認及び国への協議に向けた書類提出を依頼するものであり、提出をもって採択又は交付決定を約束するものではありません。

また、本事業の財源となる令和 8 年度国家予算は現時点で国会審議中であるため、今後の審議結果により事業内容等が変更となる場合があります。

加えて、交付決定前に着手した事業は補助対象外となりますので、御留意ください。

事業着手は国の内示及び交付決定後となるため、施工時期はおおむね令和 8 年秋以降となる見込みであり、事業完了は令和 9 年 2 月末までを予定しています。

なお、本事務連絡については、必要に応じて貴法人本部、法人内の関係部署及び関係施設・事業所へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業 : ※各事業の諸条件などの詳細は下記 URL の資料等をご参照ください。

(1) 防災・減災等市町村事業整備計画に係る事業 (国実施要綱第 2 の 2)

ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業

ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業

エ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

オ 高齢者施設等の換気設備整備事業

(2) 防災・減災等都道府県事業整備計画 (国実施要項第 3 の 2)

ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

ウ 国土居強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

エ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

オ 高齢者施設等の水害対策強化事業

カ 高齢者施設等の給水設備整備事業

キ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

ク 高齢者施設等の換気設備整備事業

URL : <https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/kagohoken/1003087/1003172/1003173.html>

2. 提出書類：補助金の交付を希望する場合のみ、電子データと併せて提出してください。

※書類を受領した際に、データ提出先メールアドレスをお知らせします。

- (1) 防災・減災等事業整備計画書
 - ア 国実施要項第2の2に該当する場合【別紙様式1号】 1部
 - イ 国実施要項第3の2に該当する場合【別紙様式2号】 1部
- (2) 整備計画一覧表【別添3】 1部
- (3) 事前チェックリスト 1部
- (4) 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの） 2部
- (5) 見積書（2社以上） 2部
- (6) 補助対象面積確認シート【別添4】（複合施設で必要に応じて） 2部

3. 提出期限：令和8年4月17日（金） 12:00 窓口必着（当日消印不可）

※窓口での提出の場合は、事前にご連絡ください。

※郵送での提出において控えを要する場合は、返信用切手を貼った封筒を同封してください。

4. 留意事項

- (1) 当該交付金の補助協議前から補助財産に抵当権が設定されている場合、原則として補助対象外となります。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付等を利用している場合その他例外がありますので、該当がある場合は事前に御相談ください。
- (2) 業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画及び避難確保計画（要配慮者利用施設）が未策定の施設は、原則として協議対象外です。
- (3) 非常用自家発電設備及び給水設備の設置場所は、浸水等の水害、土砂災害等の影響を受けず、かつ耐震性が確保される場所としてください。
- (4) ブロック塀等改修を計画する場合は、国の参考資料を踏まえ、安全点検結果等が分かる資料を準備してください。
- (5) 国の内示状況、予算の範囲、事業の緊要性及び計画の実現可能性等により、不採択又は協議額どおりとならない場合があります。
- (6) 国から内示が出た後、実際に補助金の交付申請を行う際には、「誓約書」の提出が必要となります。誓約書には、補助金の交付決定前に工事契約や物品購入契約等を行っていないこと、実績報告書の提出及び現地確認調査等に協力すること、財産処分に係る条件への対応並びに暴力団等に該当しないことなど、補助事業を実施する上で遵守すべき重要な事項が含まれています。そのため、一次協議を申請する際は、誓約書の内容を十分に確認し、理解した上で申請してください。

問い合わせ先

那覇市 ちゃーがんじゅう課

施設グループ

Tel : 098-862-9010 Fax : 098-862-9648